

様式第4 (第38条第1項関係)

(表)

(裏)

第 号
石綿による健康被害の救済に関する法律第50条の6第2項の規定による身分証明書
<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin-right: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div> <div style="text-align: left;"> <p>職名及び氏名 生 年 月 日</p> <p>年 月 日発行</p> </div> </div>
独立行政法人 環境再生保全機構理事長 印

石綿による健康被害の救済に関する法律抜すい  
 (特別事業主に対する報告の徴収等)  
 第50条の6 機構は、特別拠出金の徴収に関し必要があると認めるときは、特別事業主に対し、報告若しくは文書の提出を命じ、又は当該職員に、特別事業主の事務所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電的磁気録を含む。以下同じ。)を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第88条 (略)

2 (略)

3 第50条の6第1項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第90条 法人(法人でない労働保険事務組合等を含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第88条又は前条(第1項第1号及び第2項第1号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

備考 この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格B 7とする。